

財理第3124号
平成17年8月24日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長
日本たばこ産業株式会社 殿

財務省理財局長 牧野治郎

平成元年6月以前の申請により許可された製造たばこ
小売販売業者に係る条件について

平成元年6月以前の申請により許可された製造たばこ小売販売業者に係る許可条件については、たばこ事業関係法令及び平成12年12月27日付蔵理第4621号大蔵省理財局長通達「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」によるほか、設置した自動販売機に関して未成年者喫煙防止の観点から早期の是正が必要と認められる者について、下記により取り扱われたい。

記

- 1 平成元年6月以前の申請により製造たばこ小売販売業の許可を受けた者のうち、当該許可に際しての条件が付されていない者又は既存の条件中に「自動販売機を設置する場合には、店舗に併設すること。」との記載がされていない者であって、店舗に併設していない（従業員が店舗に常駐していない場合を含む。）自動販売機の設置を継続し、かつ、次の 、 又は に該当すると認められるものについては、許可の条件として「自動販売機を設置する場合には、店舗に併設すること。」との文言を付し、又は当該条件を追加すること。

なお、この場合において「店舗に併設」とは、「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」第2章第42 に規定するものをいう。

当該自動販売機の見やすい位置に「未成年者喫煙禁止」を主旨とした表示を行わないもの

未成年者によるたばこの購入を防止するために、自動販売機の深夜稼働の停止措置等の適正な管理措置を講じず、又は当該管理措置の内容を当該自動販売機に表示しないもの

（社）日本たばこ協会等が、平成20年を目途としてたばこの購買者の年齢を確認し、当該購買者が未成年者と判断される場合にたばこを販売しない機能（以下「成人識別機能」という。）を付した自動販売機を全国一斉に導入予定であることを踏まえ、当該製造たばこ小売販売業者がその設置する自動販売機について成人識別機能を遅滞なく稼働させる予定を明らかにしないもの

- 2 上記1により、条件を付され、又は追加された製造たばこ小売販売業者が、当該条件に反して、店舗に併設されていない自動販売機の設置を継続した場合においては、たばこ事業法第31条第二号の規定に基づき、当該製造たばこ小売販売業者について、その許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずること。